

八街市学校運営協議会の設置等に関する規則

令和6年1月30日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5第1項の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第47条の5第1項の規定に基づき、八街市立の小学校及び中学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項ただし書に規定する2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合を定める省令（平成29年文部科学省令第23号）に定める事由に該当する場合であって、本市において2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があるときは、当該2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、あらかじめ、対象学校（法第47条の5に規定する対象学校をいう。以下同じ。）の校長の他必要に応じて学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）及び学校に在籍する児童生徒の保護者（以下「保護者」という。）の意見を聴くものとする。

(協議会の運営方針)

第3条 協議会は、教育委員会及び学校の校長の権限と責任の下、地域住民及び保護者の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民及び保護者との信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対象学校の校長が作成する基本的な方針の協議及び承認に関すること。
- (2) 対象学校の運営について教育委員会又は当該対象学校の校長に対し意見を述べること。
- (3) 対象学校の職員の任用について当該職員の任命権者に対し意見を述べること。
- (4) その他対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し必要と認めること。

(委員)

第5条 協議会の委員は、10人以内とする。ただし、第2条第1項ただし書に規定する2以上の学校を1つの単位とする協議会を設置する場合の委員の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を上限とした教育委員会が必要と認める数とする。

- (1) 協議会の対象学校が2校の場合 15人
- (2) 協議会の対象学校が3校の場合 22人
- (3) 協議会の対象学校が4校以上の場合 30人

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校に係る地域住民
- (2) 対象学校に係る保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会は、法第47条の5第3項の規定により対象学校の校長から申出があったときは、前項の規定による委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。ただし、当該対象学校の校長及び教職員は、会長及び副会長となることができない。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議決事項について、利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第10条 法第47条の5第4項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 対象学校の経営計画に関する事項
- (2) 対象学校の組織編成に関する事項
- (3) その他対象学校について教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、法第47条の5第4項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見聴取)

第11条 協議会は、法第47条の5第6項の規定により教育委員会に対して意見を述べるとき又は同条第7項の規定により任命権者に対して意見を述べるときは、あらかじめ当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関する意見の対象となる事項)

第12条 法第47条の5第7項の教育委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項(特定の個人に関する事項を除く。)とする。

- (1) 協議会の設置の趣旨を踏まえた学校運営の基本方針の実現に資する事項
- (2) 対象学校の教育上の課題を踏まえた一般的な事項

(評価及び情報提供)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、対象学校の所在する地域の住民、保護者等に対し、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(研修等)

第14条 教育委員会は、委員に対し、協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要に応じて研修等を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会に対し、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

3 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会に対し、協議会が適切な活動を行うことができるよう、必要な情報の提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その委員を解任することができる。

- (1) 委員が第6条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他委員に解任に相当する事由が生じたとき。

2 当該対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 協議会の設置及び委員の任命に関し必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和7年2月27日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。